

宮城県公報

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
- 建設業許可の取消し
- 公有水面埋立ての免許
- 廃川敷地等の発生
- 同時選挙の期日
- 同時選挙における投票及び開票の順序
- 政治団体の届出事項の異動届
- 政治団体の解散届
- 政治団体の届出
- 政治団体の届出事項の異動届
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十八年分）
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十九年分）
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十年分）
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十一年分）
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正（二件）

ページ

訪問介護

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第九百二十一号
介護保険法（平成九年法律第四百一十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。
平成二十一年十月二十日

○警備業法第四十二条第一項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施

一〇

発行
宮城県
(総務部私文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

告 示

(介護保険室)

| | | | |
|-------------------------------|----------------------------|-------------------|-------------------|
| （水産業基盤整備課） | （障害福祉課） | （事業管理課） | （河川課） |
| ○四七〇五〇〇六七九 | ○四七五一〇三〇一六 | ○四七五四〇一二二九 | ○四七五五〇一二一八 |
| ヘルパーステーションもとよし仙沼市本吉町津谷明戸二番地二号 | やさしい手仙台ケアセンターや吉成一丁目十番八号 | 株式会社やさしい手仙台 | 株式会社S.Tエンタープライズ |
| 百二十番地二号 | 仙台市青葉区吉成一丁目十番十五号 | 社会福祉法人氣仙沼市社会福祉協議会 | 社会福祉法人氣仙沼市社会福祉協議会 |
| ○四七五五〇一二一八 | 訪問介護ステーションはぶたえ仙台市太白区人来田二丁目 | 九平成二十一年九月一日 | 九平成二十一年九月一日 |
| ○四七〇五〇〇六八七 | ネクサスコート泉中央訪問介護事業所 | 九平成二十一年九月一日 | 九平成二十一年九月一日 |
| 百気仙沼市本吉町津谷明戸二番地の二 | 四仙台市泉区泉中央四丁目十 | 九平成二十一年九月一日 | 九平成二十一年九月一日 |

訪問看護

介護保険事業所番号

| | |
|-------------------|-------------------|
| ○四七〇五〇〇六八七 | 事業所の名称及び所在地 |
| 百気仙沼市本吉町津谷明戸二番地の二 | ネクサスコート泉中央訪問介護事業所 |

訪問看護

介護保険事業所番号

| |
|-------------|
| 事業所の名称及び所在地 |
| 事業者の方名 |

指定年月日

| 四 通所介護 | | ○四六五五九〇一〇七 | | ○四六五一九〇一七一 | |
|-------------|--|----------------------|---|------------|--|
| 五 福祉用具貸与 | | ○四七〇五〇〇六九五 | | ○四七一七〇〇七九八 | |
| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者番号 | 事業所の名称及び所在地 |
| ○四七〇五〇〇七一九 | もとよし福祉用具貸与事業 所 十気仙沼市本吉町津谷館岡五 番地の六 | ○四七一五〇一六九一 | 大谷デイサービスセンターあつ たかいご東向陽台二十一番 目三番六号 | ○四七〇一〇〇九五六 | 地の 一 仙台市本吉町窪二十一番 |
| ○四七五五〇一〇九一 | エイン 仙台市泉区南中山二丁目二 番地の七 | 介護ショップマーク・トウ 番地の六 | 石巻市中浦一丁目二番六十 号 | ○四七一五〇一六九一 | 仙台市青葉区八幡四丁目十 番地の五 |
| ○四七五五〇一一〇〇 | トータルケア株式会社 仙台市泉区南中山二丁目二 番地の六 | 株式会社松田会 | 七福デイサービス わらい市迫町新田字彦道六十 番地の五 | ○四七一五〇一六九一 | ネクサスコート泉中央訪問 看護ステーション 仙台市泉区泉中央四丁目十 |
| ○四七五五〇一一〇〇 | トータルケア株式会社 仙台市泉区南中山二丁目二 番地の六 | 会福祉協議会 | 大谷デイサービスセンタ 黒川郡寅谷町東向陽台一丁 | ○四七一五〇一六九一 | 仙台市青葉区八幡四丁目十 番地の五 |
| ○四七五五〇一一〇〇 | トータルケア株式会社 仙台市泉区南中山二丁目二 番地の六 | 株式会社スマイルウェル フュア | 一登米市迫町新田字彦道六十 番地の五 | ○四七一五〇一六九一 | 株式会社ランドネクサス ステーション 九平成二年一月一日 |
| ○四七五五〇一一〇〇 | トータルケア株式会社 仙台市泉区南中山二丁目二 番地の六 | 九平成二年一月一日 | 九平成二年一月一日 | ○四七一五〇一六九一 | 九平成二年一月一日 |
| ○四七五五〇一一〇〇 | トータルケア株式会社 仙台市泉区南中山二丁目二 番地の六 | 九平成二年一月一日 | 九平成二年一月一日 | ○四七一五〇一六九一 | 九平成二年一月一日 |

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 指定年月日 |
|------------|--|--|------------|
| ○四七五五〇一〇九一 | 株式会社松田会 | 株式会社松田会 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七五五〇一一〇〇 | トータルケア株式会社 | トータルケア株式会社 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七〇六〇〇一八〇 | 有限会社三栄電機商会 | 有限会社三栄電機商会 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七〇五〇〇七一 | 白石市本町九十七番地 | 白石市本町九十七番地 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七〇五〇〇七一 | 津谷居毛介護支援事業所 | 津谷居毛介護支援事業所 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七〇五〇〇七一 | 百気仙沼市本吉町津谷明戸二 番地の二 | 百気仙沼市本吉町津谷明戸二 番地の二 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七五五〇一一一六 | 大谷居毛介護支援事業所 | 大谷居毛介護支援事業所 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七五五〇一一一六 | 地の一 仙台市泉区泉中央四丁目自十 番地の五 | 地の一 仙台市泉区泉中央四丁目自十 番地の五 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七五一〇一六七九 | ネクサスコート泉中央居宅 介護支援事業所 | ネクサスコート泉中央居宅 介護支援事業所 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七五一〇一六七九 | 株式会社豆の花介護サービス 仙台市青葉区鷺ヶ森一丁目 一番十二号 | 株式会社豆の花介護サービス 仙台市青葉区鷺ヶ森一丁目 一番十二号 | 平成二十一年九月一日 |

○宮城県告示第九百一十三号
介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

一 介護予防訪問介護

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 指定年月日 |
|------------|-------------------------------|--------------|------------|
| ○四七〇五〇〇六七九 | ヘルパーステーションもとよし仙沼市本吉町津谷明戸二番地二号 | 社会福祉法人氣仙沼市社 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七五一〇三〇一六 | 百気仙沼市吉成一丁目十番八号 | 株式会社やさしい手仙台 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七五四〇一一一九 | やさしい手仙台ケアセンターや吉成手仙台ケアセンタ | 株式会社やさしい手仙台 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七五五〇一一一八 | ネクサスコート泉中央訪問介護事業所 | 株式会社ランドネクサス | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七〇五〇〇六八七 | 百気仙沼市本吉町津谷明戸二番地の二番地の二 | 株式会社ライズ | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七〇五〇〇六八七 | 百気仙沼市本吉町津谷明戸二番地の二番地の二 | 株式会社S-Tエンタープ | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七五五〇一一一八 | 一仙台市太白区人来田二丁目 | 株式会社ランドネクサス | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七〇五〇〇六八七 | 一仙台市太白区人来田二丁目 | 株式会社S-Tエンタープ | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七〇五〇〇六八七 | 一仙台市太白区人来田二丁目 | 株式会社ランドネクサス | 平成二十一年九月一日 |

二 介護予防訪問入浴介護

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 指定年月日 |
|------------|-----------------------|-------------|------------|
| ○四七〇五〇〇六八七 | 百気仙沼市本吉町津谷明戸二番地の二番地の二 | 社会福祉法人氣仙沼市社 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七〇五〇〇六八七 | 百気仙沼市本吉町津谷明戸二番地の二番地の二 | 社会福祉協議会 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七〇五〇〇六八七 | 百気仙沼市本吉町津谷明戸二番地の二番地の二 | 社会福祉法人氣仙沼市社 | 平成二十一年九月一日 |

三 介護予防訪問看護

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 指定年月日 |
|------------|------------------|-------------------|------------|
| ○四六五一九〇一七一 | はづき訪問看護ステーション | 株式会社はづき訪問看護ステーション | 平成二十一年九月一日 |
| ○四六五五九〇一〇七 | 仙台市青葉区八幡四丁目十番地の五 | 株式会社ランドネクサス | 平成二十一年九月一日 |
| ○四六五五九〇一〇七 | 仙台市青葉区八幡四丁目十番地の五 | 株式会社ランドネクサス | 平成二十一年九月一日 |

四 介護予防通所介護

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 指定年月日 |
|------------|------------------|-------------|------------|
| ○四七〇五〇〇六八七 | 仙台市青葉区八幡四丁目十番地の五 | 株式会社ランドネクサス | 平成二十一年九月一日 |

五 介護予防福祉用具貸与

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 指定年月日 |
|------------|-------------------|----------------------|-------------|
| ○四七〇五〇〇七二九 | もとよし福祉用具貸与事業所 | デイサービスセンター優真 | 平成二十一年九月十五日 |
| ○四七五五〇一〇九二 | 十気仙沼市本吉町津谷館岡五番地の六 | 登米市いの郷一石巻市中浦一丁目二番六十号 | 平成二十一年九月十五日 |
| ○四七五五〇一一〇〇 | 介護ショップマーク・トウ | わら市新田彦道六十番地の五 | 平成二十一年九月十五日 |
| ○四七五五〇一一〇〇 | 五仙台市泉区寺岡一丁目二十番地の七 | 大崎市三木新町一丁目二番六十号 | 平成二十一年九月十五日 |
| ○四七五五〇一一〇〇 | トータルケア株式会社 | デイサービスセンター優真 | 平成二十一年九月十五日 |
| ○四七五五〇一一〇〇 | 五仙台市泉区寺岡一丁目二十番地の七 | 登米市いの郷一石巻市中浦一丁目二番六十号 | 平成二十一年九月十五日 |
| ○四七五五〇一一〇〇 | トータルケア株式会社 | わら市新田彦道六十番地の五 | 平成二十一年九月十五日 |
| ○四七〇六〇〇一八〇 | 番地の六 | 大崎市三木新町一丁目二番六十号 | 平成二十一年九月十五日 |
| ○四七〇六〇〇一八〇 | 白石市本町三栄十七番地 | デイサービスセンター優真 | 平成二十一年九月十五日 |
| ○四七〇六〇〇一八〇 | 白石市本町三栄十七番地 | 登米市いの郷一石巻市中浦一丁目二番六十号 | 平成二十一年九月十五日 |

六 特定介護予防福祉用具販売

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 指定年月日 |
|------------|-------------------|-------------|------------|
| ○四七五五〇一〇九二 | 介護ショップマーク・トウ | 社会福祉法人氣仙沼市社 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七五五〇一〇九二 | 五仙台市泉区寺岡一丁目二十番地の七 | 社会福祉協議会 | 平成二十一年九月一日 |
| ○四七五五〇一〇九二 | 五仙台市泉区寺岡一丁目二十番地の七 | 社会福祉法人氣仙沼市社 | 平成二十一年九月一日 |

○宮城県告示第九百二十四号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があつた。

平成二十一年十月二十日

一 訪問入浴介護

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 廃止年月日 |
|------------|-------------------------|------------|--------------|
| ○四七五三〇〇〇一八 | 四仙台市若林区河原町二丁目 番地二十四号 | 株式会社ツクイ | 九平成二十一年九月三十日 |

二 通所介護

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 廃止年月日 |
|------------|---|-------------|-------------|
| ○四七五四〇一七四一 | デイサーサービスセンターにこ トピア向山の家 仙台市太白区八木山緑町四 番地二十四号 | 株式会社サンメディック | 平成二十一年九月三十日 |

三 特定施設入居者生活介護

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 廃止年月日 |
|------------|--------------------------------------|------------------|-------------|
| ○四七五三〇一四四六 | 二チイのきらめき仙台若林 十五番地の五区荒井丑の頭四林 | 株式会社二チイのきらめ き | 平成二十一年九月三十日 |
| ○四七五五〇一七七一 | 二チイのきらめき仙台松 番地の一 仙台市泉区松森字台九十五森 | 株式会社二チイのきらめ き | 平成二十一年九月三十日 |

四 福祉用具貸与

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 廃止年月日 |
|------------|------------------------------|------------|-------------|
| ○四七五四〇一九〇七 | 九仙台市太白区八木松二丁目 九番十八号東邦ビル二階 | 医療法人美瑛 | 平成二十一年九月三十日 |

五 特定福祉用具販売

○宮城県告示第九百二十五号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があつた。

平成二十一年十月二十日

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 廃止年月日 |
|------------|-------------------------------------|------------|-------------|
| ○四一二八一〇二〇一 | 財団法人宮城厚生協会中新 田民主院加美町矢越三百四十 番地 | 財団法人宮城厚生協会 | 平成二十一年九月三十日 |
| ○四七〇六〇〇一三〇 | 株式会社ほほえみの里 白石市白川小奥字表前六十 八番地 | 株式会社ほほえみの里 | 平成二十一年九月三十日 |

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百二十六号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百十五条の五第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があつた。

平成二十一年十月二十日

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
|------------|--|-------------------|-------------|
| ○四七一五〇〇四九六 | 二チイケアセンターア古川 やすらぎ苑古川居宅介護支 援事業所 十大崎市古川小野字一ノ坪四 番地一〇一 | 株式会社二チイ学館 | 平成二十一年九月三十日 |
| ○四七〇八〇〇一二九 | 二チイケアセンターア角田 五角田市角田字扇町十一番地 | 株式会社東北医療システ ムズ | 平成二十一年九月三十日 |

一 介護予防訪問入浴介護

○宮城県告示第九百二十六号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百十五条の五第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があつた。

平成二十一年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 廃止年月日 |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| ○四七五四〇一九〇七 | 九平成二十一年九月三十日 | 九平成二十一年九月三十日 | 九平成二十一年九月三十日 |

| 五 特定介護予防福祉用具販売 | | 三 介護予防特定施設入居者生活介護 | | 二 介護予防通所介護 | |
|----------------|--|---------------------|-------------|------------|--|
| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 廃止年月日 | 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 |
| ○四七五四〇一九〇七 | 九仙福祉用具グリーン 番地十八号東邦ビル二丁目 仙台市太白区八木松二丁目 | 株式会社佐々木義肢製作所 三の三 | 平成二十一年十月三十日 | ○四七五三〇一四四六 | 仙台市太白区八木山緑町四番地二十四号 仙台市太白区向山の家 |
| ○四七五一〇一三九〇 | 九仙台市青葉区木町通二丁目 福社用具グリーン番地十八号東邦ビル二丁目 | 株式会社佐々木義肢製作所 三の三 | 平成二十一年十月三十日 | ○四七五五〇一七七一 | 仙台市泉区松森字台九十五 番地の一 二チイのきらめき仙台松五森 |
| ○四七五四〇一九〇七 | 九仙台市青葉区木町通二丁目 福社用具グリーン番地十八号東邦ビル二丁目 | 株式会社佐々木義肢製作所 三の三 | 平成二十一年十月三十日 | ○四七五五〇一七七一 | 仙台市若林区荒井丑の頭四 十五番地の五 二チイのきらめき仙台若林 |
| ○四七五一〇一三九〇 | 九仙台市太白区八木松二丁目 福社用具グリーン番地十八号東邦ビル二丁目 | 株式会社佐々木義肢製作所 三の三 | 平成二十一年十月三十日 | ○四七五三〇一四四六 | 仙台市太白区十 番地の五 二チイのきらめき仙台若林 |
| ○四七五四〇一九〇七 | 九仙台市青葉区木町通二丁目 福社用具グリーン番地十八号東邦ビル二丁目 | 株式会社佐々木義肢製作所 三の三 | 平成二十一年十月三十日 | ○四七五四〇一七四一 | 仙台市太白区八木山緑町四番地二十四号 仙台市太白区向山の家 |
| ○四七五一〇一三九〇 | 九仙台市青葉区木町通二丁目 福社用具グリーン番地十八号東邦ビル二丁目 | 株式会社佐々木義肢製作所 三の三 | 平成二十一年十月三十日 | ○四七五四〇一九〇七 | 九仙台市太白区八木山緑町四番地二十四号 仙台市太白区向山の家 |

| 事 業 所 番 号 | 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地 | 指 定 障 害 福 祉 の 種 類 | 設 置 者 名 |
|------------|---------------------------------|-------------------|---------|
| ○四一一二〇〇三五五 | 第三はんとく苑 登米市米町字桜岡 貝待井三十四・三 | サービスの種類 | 十平月二日 |

○宮城県告示第九百二十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十一年十月二十日

一 免許年月日

平成二十一年十月十四日

二 免許を受けた者の名称

南三陸町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- 1 埋立区域
 - (1) 位置

第一種ばなな漁港区域内
本吉郡南三陸町歌津字中山一三五番地に隣接する公有水面
 - (2) 区域

次の(1)の地点から(2)の地点を順次に直線で結んだ線及び(2)の地点と(1)の地点を結ぶ平成二十一年の春分の満潮位（DL+1・一五四メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(1)の地点 本吉郡南三陸町歌津字中山一三五番地内に埋設した鉄北緯三八度四二分一三秒、東経一四一度三三分一八秒)を基点A点とし、A点から 一七七度三三一分三七秒
一一・八九メートルの地点

○宮城県告示第九百二十七号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十二条第一号の規定により告示する。
平成二十一年十月二十日

一 許可を取り消した年月日
平成二十二年十月五日

平成二十二年十月三十日

○宮城県告示第九百二十九号

二、八九九・九九平方メートル

(い)の地点
(あ)の地点から
一〇一度五六分三〇秒 二〇・〇〇メートルの地点

一年の春分の

2) 機械

(1) 位置

300・00平方メートル

(二)の地點
(八)の地點から
一度五六分三〇秒
= 0.000メートルの地點

卷之三

宮城県知事
村井嘉浩

建設業法（昭和二十四年法律第二百四号）第一十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消

| 相栄 澤進 工業 | 木村 田園 都市 開発株 式会社 武彦 | 野口 賢一 | 東北 運輸 株式会 社 | 半田 正 | 青葉 興業 株式会 社 | 遠藤 守 | 株式会 社遠藤工 務店 | 田中 二賀 秀穂 | 株式会 社ガード ー | び商号又は 代表者の 氏名及 び商号 |
|-------------------------------------|---|--------------------------------------|---|---|------------------------------------|--|-------------------|----------------|------------------|-----------------------------|
| 江 三 二 ・ 二 大崎市古川沢田字三ツ | 丁仙台市宮城野区扇町五 目二十六 | 栗原市築館字照越寺沢 十五一 | 十仙台市青葉区木町九 十五 | 百五十九 一 | 名取市手倉田字八幡四 五十九 | 遠野原 三四一 | 仙台市青葉区上愛子字 三四一 | 主たる営業所の所在地 | | |
| 百第般 三一、 十万二 八八千 号十三 | 六第特 十一、 八万二 号八八千 百 | 百第般 三一、 十万八 千三 | 十第般 二七、 号千八 三百四 | 第般 千二十八 号 | 号第般 一百九 五十七 | 許建 可設 番号業 | | | | |
| 一般部 とび 建廢 土工 事業 | 特全 建熱内防塗ガ板鉄鋼ブタ屋石と左大建定部 具絶装水装ラ金筋構口イ根工び官工築建廢 工縁仕工工ス工工造ツル工事土工工工設業 事工上事工事事物クされ業工工事事業 業事工業事業工工んん業工工事事業 業事業事業事業工工んん業工工事事業 | 一全 水ほ鋼 道装構 施工設 事工工 事業 | 一一 建内塗般部 具装裝建廢 工工工工事 事上事業 事業 | 一一 建防塗板と左大建定部 具水装金び 工工工工事 事事業業 業事業 | 一一 土工建廢 工工工工事 事事業業 業事業 | 工を申 事取請 のり区分 種消分及 びた建許 設可 | | | | |
| 平成 九十一年 月七年 日 | 平成 九月十四日 | 平成 九月二日 | 平成 九月三年 日 | 平成 九月八年 日 | 平成 九月八日 | 受付 年月日 | | | | |

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第一十九条第一項第四号に該当

○富城県告示第九百三十号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、富城県土木部河川課及び富城県仙台土木事務所に備え置いて総覽に供する。

平成二十一年十月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

(その他の政治団体)

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者 氏名

主たる事務所の所在地 届出年月日

村井嘉浩知事を支援 曽根昭雄 鈴木和信 黒川郡大衡村大衡字塩浪三一 平成二十一年九月三日

する大衡の会

山口莊一郎を囲む会 米澤隆 高橋文弥 石巻市末広町三一 平成二十一年九月三日

小山善弘後援会 千葉俊文 小野寺清文 気仙沼市磯草一七三 平成二十一年九月十日

千葉伸孝後援会 千葉賢一郎 千葉伸孝 本吉郡南三陸町志津川字沼田一五〇・八四 平成二十一年九月十七日

遠藤やすお後援会 秦従道 遠藤誉子 仙台市青葉区五橋一・七一 平成二十一年九月十八日

民主みやぎの会 木村勝好 渡辺明 仙台市青葉区本町三・六・五 平成二十一年九月二十四日

法律第二百号）第百十九条第一項の規定により、平成二十一年十月二十五日執行の宮城県知事選挙と同時にこれらを行う。

平成二十一年十月二十日

選挙管理委員会

○富選管告示第百五十一号

本吉郡南三陸町の町長選挙及び本吉郡南三陸町の議会議員一般選挙は、公職選挙法（昭和二十五年

法律第二百号）第百十九条第一項の規定により、平成二十一年十月二十五日執行の宮城県知事選挙と同

時にこれらを行う。

平成二十一年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

○富選管告示第百五十三号

平成二十一年十月二十五日執行の宮城県知事選挙及び同時に実行の南三陸町長選挙並びに南三陸町議員一般選挙の投票及び開票の順序は、次のとおりとする。

平成二十一年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

- 一 宮城県知事選挙
- 二 南三陸町長選挙
- 三 南三陸町議会議員一般選挙

○富選管告示第百五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十一年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

(政党の支部)

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十一年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

(政党の支部)

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動届出年月日 | り公表する。 |
|--|--------|--------------------------|--------------|--------------------|-------------|--------------------|
| 自由民主党宮城県支部連合会 | 小野寺五典 | 代表者 小野寺五典 | | | 平成二十一年十月二十日 | |
| 自由民主党東和支 | 高泉 雅樂 | 同 | 高泉 雅樂 | 森本欣八郎 | 平成二十一年九月十五日 | 宮城県選挙管理委員会 |
| 同 | 同 | 会計責任者 森本欣八郎 | 高泉 雅樂 | 森本欣八郎 | 平成二十一年九月十八日 | 委 員 長 佐 藤 健 一 |
| 民主党政宮城県第3区総支部 | 橋本 清仁 | 主たる事務所の所在地登米市東和町米谷字根郭八五町 | 登米市東和町錦織字山谷六 | 登米市東和町錦織字山谷六 | 平成二十一年九月十八日 | (その他の政治団体) |
| 同 | 同 | 岩沼市館下一・五・四三 | 岩沼市館ト一・五・一四 | 岩沼市館ト一・平成二十一年九月十八日 | 平成二十一年九月十八日 | 政治団体の名称 星喜美男後援会 |
| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動届出年月日 | 報告年月日 平成二十一年九月二十九日 |
| 保科郷雄後援会 | 水沼 博信 | 代表者 水沼 博信 | 水沼 良和 | 水沼 博信 | 平成二十一年九月八日 | 1 収入・支出の総額 |
| 同 | 同 | 会計責任者 高橋 茂 | 水沼 博信 | 平成二十一年九月八日 | 平成二十一年九月八日 | (1) 収入・総額 |
| 連盟 | 島 知弘 | 代表者 島 知弘 | 大場 穆 | 平成二十一年九月十一日 | 平成二十一年九月八日 | ア 前年繰越額 |
| 橋本きよひと後援会 | 橋本 清仁 | 主たる事務所の所在地岩沼市館ト一・五・四二 | 岩沼市館ト一・五・一四 | 平成二十一年九月二十八日 | 平成二十一年九月八日 | イ 本年収入額 |
| 山内昇一後援会 | 阿部慶之進 | 代表者 阿部慶之進 | 山内 文夫 | 平成二十一年九月十九日 | 平成二十一年九月十九日 | (2) 支出総額 |
| ○宮選管告示第百五十六号 | | | | | | 0 円 |
| 政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。 | | | | | | 0 円 |
| 平成二十一年十月二十日 | | | | | | 0 円 |
| (その他の中間選挙の政治団体) | | | | | | 0 円 |
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 | 解散届出年月日 | | | |
| 沼津敏太郎後援会 | 沼津 哲朗 | 平成二十一年八月三十一日 | 平成二十一年九月十五日 | | | 0 円 |
| 星喜美男後援会 | 阿部 一郎 | 平成二十一年九月一十九日 | 平成二十一年九月一十九日 | | | 0 円 |
| ○宮選管告示第百五十七号 | | | | | | 0 円 |
| 政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分收支報告書の提出があつたので、同法第十一条第一項の規定により、その要領を次のとおり公表する。 | | | | | | 0 円 |
| ○宮選管告示第百五十八号 | | | | | | 0 円 |
| 政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分收支報告書の提出があつたので、同法第十一条第一項の規定により、その要領を次のとおり公表する。 | | | | | | 0 円 |
| ○宮選管告示第百五十九号 | | | | | | 0 円 |
| 政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分收支報告書の提出があつたので、同法第十一条第一項の規定により、その要領を次のとおり公表する。 | | | | | | 0 円 |

同法第二十一条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

(9) 平成21年10月20日 火曜日 宮城

平成21年10月20日 火曜日

